

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種にあたって

- ◇この予防接種（B類疾病）は、接種を受ける法律上の義務はなく、主に個人予防のために行うものであることから、予防接種の対象者は、自らの意思と責任で接種を希望する場合に限り接種が行われます。
- ◇予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えましょう。
- ◇かかりつけ医ではない医療機関で接種される場合、事前にかかりつけ医とよく相談してください。

1 高齢者肺炎球菌感染症とは…

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2 肺炎球菌ワクチン接種の有効性

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用する沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約5～6割を占めるといふ研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

Q：令和8年度からなぜ、定期接種で用いるワクチンを23価肺炎球菌ワクチン英膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）からPCV20に変更したのですか？

A：PPSV23とPCV20はいずれも肺炎球菌に対するワクチンですが、ワクチン接種後の免疫を得る機序が異なっているため、ワクチンに含まれる血清型において、PCVの方がPPSVよりも高い有効性が期待でき、2024年時点で成人の侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因となる肺炎球菌の血清型のうち、各ワクチンに含まれる血清型の割合も概ね同等程度でした。また、安全性についてはともに特段の懸念はありません。こうした科学的知見を踏まえた審議会の議論を経て、定期接種で用いるワクチンが変更となりました。

※侵襲性感染症：本来菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症

3 予防接種後の副反応

接種後に裏面のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー（アナフィラキシーショックとは、接種後約30分以内くらいに起こるひどいアレルギー反応のこと）、けいれん（熱性けいれん含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

裏面もご覧ください

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*（59.6%）、筋肉痛（38.2%）、疲労（30.3%）
10%以上	頭痛（21.7%）、関節痛（11.6%）
1%以上	紅斑・腫脹

4 予防接種を受ける前の注意

（１）予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、明らかに発熱のある方（通常は 37.5℃を越えている場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ ジフテリアトキソイドにより、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
- ④ すでに肺炎球菌ワクチンを 1 回以上接種したことがある方
- ⑤ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

（２）予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- ② 予防接種を受けて 2 日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれがある方
- ⑥ 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

（３）予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 接種後 30 分程度は安静にしてください。
- ② 接種後の副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調の変化等に注意しましょう。
- ③ 接種後の注射部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴はかまいませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。また激しい運動や大量の飲酒はやめましょう。
- ④ 予防接種を受けた後、接種部位の異常反応や体調の変化があらわれた場合は、すみやかに医師の診察を受けてください。

5 予防接種健康被害救済制度について

定期予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合は、法律に定められた救済制度があります。制度を利用するためには、一定の条件（国が審査会で認定するなど）があります。詳細は、厚生労働省ホームページ（「予防接種 救済制度」で検索できます。）をご覧ください。

問い合わせ先： 関川村 健康福祉課 健康推進班

電話：０２５４ - ６４ - １４７２（直通）